

協議 5 号

長野市少年科学センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する
規則（案）要綱

教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明
1 廃止の理由	長野市少年科学センターの設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、廃止するもの
2 施 行 期 日	令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
3 審 議 状 況	(1) 総 務 部 庶 務 課 と の 協 議 1 1 月 4 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 1 2 月 2 2 日

長野市少年科学センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する
規則（案）

長野市少年科学センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年長野市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。